



第42号

庄内町農業委員会
令和8年2月2日



あれっ!?
添津集落に
カモシカ出現

令和の米騒動

令和8年、今年はどんな年になりますのでしょうか？昨年は記録的な猛暑、少雨となり夏頃は水不足で稲、大豆など作物が枯れる事態がありました。また秋は長雨で、稲刈りも苦労したのではないでしょか！また米値段の高止まりが続いた「令和の米騒動」になりました。近年にない米値段で良い点もありますが、消費者にとっては少し困った問題でもあります。どの位が相場なのか？持続可能な値段とはいくらなのか？

秋頃から熊の被害が相次いで起きました。食害、人身被害、イノシシによるほ場荒らし。近くにいるという恐怖、気をつけなければなりません。もうすぐ農作業が始まるとの時期です。また頑張つて秋にはウマくいきますように！

（日向
弘明）



山形県農業委員会大会に参加

令和7年度山形県農業委員会大会が11月5日山形市で開催されました。「最近の農業情勢と地域計画の実現・ブラッシュアップ」に向けた農業委員会活動」というテーマで（一社）全国農業会議所事務局長より講演があり、活動事例報告として（一社）ふあーむなかつがわの取り組みについて飯豊町農業委員会会長より報告がありました。

講演では米価格高騰問題、政府・国会における食料・農業・農村基本計画の審議経過などについての説明があり、この3月に策定した地域計画に基づき、目標地図について地域での話し合いを重ねブラッシュアップが必要であると説明を受けました。今まで行われた地域計画の内容把握では、全国の農地の7割強が現状維持となっており、10年後においては農地の6割で受け手が見つからない状況になりうることが説明され、担い手の確保や育成が緊急に求められている現状を改めて感じました。

事例報告では飯豊町中津川地区で行われている活動について報告がありました。中津川むらづくり協議会を平成2年に全戸加入のもと発足させ、将来計画・インフラ・

農業・林業などについて各種専門委員会を設置し協議を重ねてきました。そのなかで、農業に関しては「地域まるつと中間管理方式」を令和4年に導入し、一般社団法人として取り組みをスタート。その取り組みにより担い手の確保、中津川ブランドの生産販売、遊休農地・耕作放棄地の防止を目指して活動している事例が発表されました。

（阿部 金一郎）



宮城県で視察研修を行いました 11/5 ~ 11/6

最初の視察は、仙台市荒浜地区の農事組合法人「せんだいあらはま」です。この成り立ちは、復興の歴史でもあります。震災で農地・家屋、そして大切な人まで失った状況の中、再生のきっかけとして立ち上げた「荒浜プロジェクト」という地域再生のプログラムの一環の中で、農業を通じて人の集まる場を維持し、地区の復興につなげたいと思ってこの法人が設立された、ということでした。

現在の経営面積は約90ha、水稻はすべて乾田直播。

法人の立ち上げ時の思いを経営の柱とし、農地の集積と栽培技術の向上を図り、将来的には6次産業化やITの導入で経営の安定と効率化で、担い手が集まる法人を目指す、と話してくれました。

次に訪れたのは、名取市の農事組合法人U・M・A・S・I（ウマシ）、意味は「ここ植松地区を



今回の研修で感じたのは、2組織ともに、技術的に向上していく目標はもちろん、地域の中心経営体として貢献していることです。本町においても、農地の集積による大規模農家が増加し、法人化に目を向ける農家も増えています。農家戸数は減少傾向にありますが、地域の農業・農地を守っていくこと、さらに本物の経営者になる重要性を今回改めて感じました。

（高橋 義夫）

農業経営に役立つ
農業経営基盤強化準備金制度の
活用による税制面での支援や、
農業経営に役立つ
農業経営に係る税の
申告のためには、
数値をしつかり
理解し、管理を
きちんとすること
が大事です。



12月3日、役場大会議室にて意見交換会が開催されました。講師に三谷美重子税理士、やまと農業支援センターより小室邦秀氏をお迎えし、農業経営に関する税制度の概要、経営継承の進め方について講話をいただきました。

今年は、米の消費者価格と生産者価格がともに上昇しています。2月は決算書の作成の時期です。在庫の棚卸しや、減価償却の整理が必要です。新たに消費税申告者が必要になる人が急増し、「簡易課税選択届出書」の提出が必要なことを学び、農業

見交換会が開催されました。講師に三谷美重子税理士、やまと農業支援センターより小室邦秀氏をお迎えし、農業経営に関する税制度の概要、経営継承の進め方について講話をいただきました。

つ情報などを有効に取り入れたいと思います。

また、上手な農業経営継承のポイントは、家族の話し合いが重要であり、その明文化も一つの参考指標として役立つと思われます。

後継者不足の中、若い農業者が農地が集まります。法人化に関する研修や相談など、農業者自身で勉強し、より良い農業経営者になるよう望みます。

(高梨 美代子)

農業者等との意見交換会



ダメです! 違反転用

- 許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。(農地法第51条)
- 罰則の適用もあります。(農地法第64条、第67条)違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。



資材置場にした

駐車場にした



産廃の捨て場にした

建設残土の捨て場にした



*自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、届け出は必要です。まずは農業委員会にご相談ください。

農業用施設を建てた*

農業者年金の3つの税制優遇

年金積立
しながら
税軽減

農業者年金は税の軽減の立役者です!

ポイント
1

支払った保険料は
**全額社会
保険料控除**
の対象!

ポイント
3

将来年金として
受け取る際も
大きな控除!

ポイント
2

運用益は
非課税!



農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く

65歳未満

60歳以上は、
国民年金の任意加入被保険者

詳しくは… 農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員 ●企画調整室
TEL:03-5919-0371 TEL:03-5919-0332

農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)および個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

庄内町農業委員会委員を募集します

農業委員会委員の任期満了に伴い、次期農業委員を募集します。

地域農業の発展や農地利用の最適化の推進にご尽力いただける方の推薦や応募をお願いします。

1 募集人数 19人

2 任期 令和8年7月17日から
令和11年7月16日まで (3年間)

3 身分 庄内町の特別職の非常勤職員

4 報酬 年額239,000円に町長が別に定める額を加算した額

5 主な仕事 農地に関する相談業務
農地の権利移動や転用に係る許認可業務
担い手への農地の集積・集約化、
遊休農地の発生防止業務など

6 応募の資格 農業に関する知識を有し農業委員の職務を適切に行うことができる方

7 応募方法 次の推薦書または申出書を農業委員会に提出してください。

○農業者などから推薦を受ける場合：
庄内町農業委員会委員候補者推薦書

○募集に応募する場合：
庄内町農業委員会委員候補者応募申出書

※用紙は農業委員会、役場総合案内、立川総合支所に備えてあります。
また、庄内町ホームページからダウンロードできます。

※募集期間の中間と期間終了後に、推薦した方、推薦を受けた方および応募した方に関する情報を、庄内町ホームページにおいて法令に基づき公開します。

8 募集期間 令和8年2月2日(月)から27日(金)まで

提出・問い合わせ 庄内町農業委員会事務局 〒999-7781 庄内町余目字町132番地1 ☎0234-42-0172

令和8年度 農地中間管理事業 貸付・借受について

申請書締切日		主な対象者
1回目	令和8年 7月31日(金) ①と②の方はこの日よりも前にご相談ください	①経営移譲をお考えの方 ②離農をお考えの方 (地域計画の策定により農地の集約の観点から受け手を決めずお越しください) ③農地中間管理事業の再設定をする方 (※)
2回目	令和8年 8月31日(月)	円滑化事業 (農協) などから切替をする方 (※)
3回目	令和8年11月30日(月)	令和9年作の手続き最終日

(※) 令和8年中に契約期間が終了する方には、別途お知らせを通知します。通知が届いてから手続きをお願いします。

編集委員	
佐藤 繁	日下部 美雄
日下部 美雄	日下部 崇喜
高梨 美代子	高梨 美代子
副部会長	副部会長
阿部 金一郎	阿部 金一郎
日向 弘明	日向 弘明
高橋 石川	高橋 石川
秋葉 弘明	秋葉 弘明
義夫	義則 俊一

（農地部会）

令和7年産米の売れ行きが芳しくないという。米離れが心配である。（日下部 美雄）

生命の根幹である「食料」の安定供給と安心して再生産できる生産者の手取り確保は、後継者問題とともに日本農業待ったなしの課題である。

編集後記